

議会からの政策提言で町が動き出す

令和5年10月19日に提出した
政策提言書について、町長から回答がありました。
政策提言、回答の要旨は以下のとおりです。



魅力発信機構

総務経済分野の提言

- ①魅力発信機構は、居住地の確保のための空き家や宅地などの住宅情報、農業等の就業情報、新たに移住してきた人への生活情報、子育てのための総合的な地域情報、公共機関で行っている移住・定住のための支援情報の提供など、移住・定住に関わる総合的な情報発信に取り組むこと。
- ②地域にゆかりがある人（特に玉村町からの転出者）を対象を絞り、地域とのマッチング機会を提供するよう取り組むこと。
- ③ふるさと納税制度を活用している人など、玉村町に関心を持っている人に対して、地域と継続的な関係を持つ機会を提供すること。

町の回答

- ①玉村町魅力発信機構の役割は、玉村町ならではの魅力を創出・活用することで、玉村町の知名度を向上させるとともに、玉村町内への交流人口の増加を図り、玉村町の地域産業経済、観光及び物産の発展に寄与することを目的としており、他自治体での観光協会的性質をもって活動している機関であるため、提言の内容は、町のそれぞれの担当部署が関係機関と協力し横断的に情報を共有し、町が発信していくべきものと考えている。ただし、町の魅力情報の発信として、例えば町内の公園や自然環境、イベントの開催等の情報は、子育てのための地域情報となるため、魅力発信機構としても発信して広く周知し、町と協力・共同して情報発信を行うことで相乗効果が期待できるものと考えている。
- ②地域にゆかりのある人として、玉村町にゆかりのある方々を「玉村ふるさと大使」として町から委嘱している。現在11名の方を大使として委嘱しており、大使の皆さんは玉村町のことを気にかけてくれていて、御自身のコンサート情報等をお寄せくださる方もいらっしゃる一方で、玉村町から転出した方々への町からの情報提供は、個人情報の利用に関して支障があるため、どのような形であれば情報提供ができるのか、今後研究していく。
- ③ふるさと納税をしてくださる方の情報を、一外郭団体に提供することはできないため、提言の内容を魅力発信機構が行うことは難しいと考える。ふるさと納税をしていただいた寄附者へは、条例に基づく感謝状の発行を町として実施しているが、今後も町への関心を持っていただけるような取組を継続していきたい。なお、今年度から移住定住促進のための地域おこし協力隊員が着任するとともに、魅力発信機構のインスタグラムのフォロワー数、閲覧数も徐々に増えている状況であり、少しずつでも玉村町の知名度を上げて、関係人口を増やしていきたいと考えている。

ふるさと納税奨励事業

総務経済分野の提言

- ①寄附者に対して、寄附金の利用目的を明確に示すとともに、どう活用されたかを具体的に報告することで、寄附者がふるさと納税制度による寄附の意義を実感できるようにすること。
- ②返礼品を伴わずに寄附を受けられる「企業版ふるさと納税」に、より注力すること。
- ③町内の「飲食店利用券」や「たまむら花火大会特別観覧券」などをはじめとする地域とのつながりを実感できる魅力ある返礼品の開発に取り組むこと。

町の回答

- ①現在、寄附金の受入れ実績と使途を町ホームページ及び町広報で公表しているところであり、引き続き、返礼品も含めた玉村町の魅力に共感した上で寄附していただけるよう努めていく。
- ②「企業版ふるさと納税」は、企業にとっても法人税等の軽減効果のある制度であることから、寄附対象事業を担当する課と連携して企業への積極的な周知に努めていく。また、今年度から導入した民間の支援プラットフォーム（自治体と企業のマッチングサービス）を利用することで、これまで接点のなかった企業からの寄附の受入れに向けた取組も行っていく。
- ③町内で受けることのできるサービスを対象とする返礼品として、「たまむら花火大会特別観覧券」のほか、角田病院での検診や玉村ゴルフ場のプレー招待券を提供している。「飲食店利用券」については、今後、飲食店への提案などをしていきたい。また、今年度は、ファミジ株式会社が町内の工場で製造を始めた鹿肉のドッグフード、障害者福祉センターたんぼぼが製造しているクッキー等の詰め合わせ、株式会社ケア環境研究所が町内の農園で栽培した米を使用した日本酒を返礼品として追加した。
今後とも、国が示す地場産品基準を順守しつつ、玉村町の魅力をアピールできるような返礼品開発に取り組んでいく。

こども家庭センターの設置

民生文教分野の提言

- ①子育て世代包括支援センターとこども家庭総合支援拠点を「連携」から、より一歩前に進めるとともに、利用者の増加が見込まれることから、特に人材の確保、設置場所などに十分配慮すること。
- ②地域の関係主体とつながりながら、支援のためのサポートプランの作成や、サービスの勧奨・措置等を講じていくことで、一体的かつ継続的に子育て家庭をマネジメントすること。
- ③玉村町では、「発達支援センター」の機能も加えた町独自の「こども家庭センター」を設置し、子どもに関する相談窓口を一本化しているが、その実現に向けた支援体制を積極的に検討すること。
- ④庁内体制では、子ども育成課・健康福祉課・学校教育課の連携強化により、地域とのつながりを深めながら、家庭・学校・福祉等が一体的に支援できる体制整備を確立すること。

町の回答

- ①これまで別々に設置していた、子育て世代包括支援センターとこども家庭総合支援拠点をこども家庭センター内に置くことで、子どもに関する相談は、こども家庭センターを窓口として職員が一体となり、切れ目なく対応できる体制を構築する予定である。また、人材の確保は、専門職を集約することに加え、こども家庭センターのスタートに合わせ、新たに心理職を雇用し、子どもの特性に応じた支援や、専門的な相談に応じられる体制を目指している。設置場所は、子ども育成課、学校教育課と同フロア内設置に向け準備を進めている。
- ②こども家庭センターが核となり、保育関係施設・幼稚園・小中学校はもとより、中央児童相談所・伊勢崎保健福祉事務所・伊勢崎警察署などの公的機関との連携及び情報共有のほか、医療機関や福祉事業者などともつながりを深め、支援を必要としている方に対し、迅速かつ適切な支援が届けられるよう、サポートプランの作成や、プランに基づいたサービスの勧奨・措置などの実施に向け、よりよい支援体制の構築に取り組んでいる。
- ③こども家庭センター設置に関して、妊娠時から18歳まで切れ目のない支援を行う機能に加え、発達に関する相談にも応じられる、発達支援センターの準備を進めている。また、通級教室幼児部に関する機能も加えることで、子どもに関する相談窓口を一本化するべく取り組む予定である。



玉村町ちよい寄りMAP…魅力発信機構が作成した、町内のグルメ・カフェ・お土産・立ち寄りスポットなどを掲載した観光パンフレット。



魅力発信機構